

食料・農業・農村基本計画：令和12年度における食料消費の見通し及び生産努力目標（米部分抜粋）

【令和2年3月31日閣議決定】

	食料消費の見通し		生産努力目標		克服すべき課題
	国内消費仕向量(万トン) 〔1人・1年当たり消費量 (kg/人・年)〕		(万トン)		
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	
米	845 (54)	797 (51)	821	806	○事前契約・複数年契約などによる実需と結びついた生産・販売 ○農地の集積・集約化による分散錯圃の解消・連坦化の推進 ○多収品種やスマート農業技術等による多収・省力栽培技術の普及、資材費の低減等による生産コストの低減
米 米粉用米・ 飼料用米を 除く	799 (54)	714 (50)	775	723	○食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや中食・外食等のニーズへの対応に加え、インバウンドを含む新たな需要の取り込み ○コメ・コメ加工品の新たな海外需要の拡大、海外市場の求める品質や数量等に対応できる産地の育成
米粉用米	2.8 (0.2)	13 (0.9)	2.8	13	○大規模製造ラインに適した技術やアルファ化米粉等新たな加工法を用いた米粉製品の開発による加工コストの低減 ○国内産米粉や米粉加工品の特徴を活かした輸出の拡大
飼料用米	43 (一)	70 (一)	43	70	○飼料用米を活用した畜産物のブランド化と実需者・消費者への認知度向上・理解醸成及び新たな販路開拓 ○バラ出荷やストックポイントの整備等による流通段階でのバラ化経費の削減や輸送経路の効率化等、流通コストの低減 ○単収の大幅な増加による生産の効率化

注1：国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口（平成30年度 1億2,644万人、令和12年度（推計） 1億1,913万人）を乗じ、これに減耗量（米ぬかなど）等を加えたものである。

注2：政策の実施に当たっては、食料消費の見通しや生産努力目標を見据えつつ、その時々での国内外の需要や消費動向の変化等に臨機応変に対応し、国内生産の維持・増大と農業者の所得向上を実現していくものとする。

<参考データ>

品目	10a当たり収量		作付面積		品目別自給率	
	(単位：kg)		(単位：万ha)		(単位：%)	
	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度	平成30年度	令和12年度
米 (米粉用米、飼料用米を除く)	532	547	147	132	97	98
米粉用米	523	584	0.5	2.3		
飼料用米	538	720	8.0	9.7		

注：平成30年度の米（米粉用米・飼料用米を除く）の10a当たり収量は、作物統計における水稻（米粉用米を含み、飼料用米を除く）の値であり、平年収量を用いている。

米粉用米、飼料用米、小麦、大麦・はだか麦及び大豆の平成30年度の10a当たり収量の実績は平均収量である。

③ 需要に応じた生産の推進に向けた施策等

令和3年産米の需要に応じた生産・販売に向けて(令和2年12月21日農林水産大臣談話)

米の生産については、平成30年産から生産数量目標の配分を廃止し、需要に応じた生産・販売を推進してきました。今後も人口減少等により、残念ながら国内需要の減退が続くと見込まれる中で、令和2年産の需給については、需要減少に見合った作付面積の削減が進まず、さらに新型コロナウイルス感染症の影響等による消費減退も加わり、在庫の過剰に直面しています。

需給と価格の安定を図るためには、令和3年産の主食用米について、全国で過去最大規模の6.7万ha（平年作ベースの生産量に換算すると36万トン）もの作付転換が必要です。これが実現できなければ、需給と価格の安定が崩れ、危機的な状況に陥りかねません。まさに正念場を迎えています。

令和2年度第3次補正予算と本日閣議決定された令和3年度当初予算で3,400億円に及ぶ大規模な予算を計上し、令和3年産の水田フル活用に必要な施策を盛り込みました。その中で、輸出等の新市場の開拓や、近年、需要が高まりつつある国産麦・大豆、加工・業務用野菜等の高収益作物、加工用米の生産拡大などを支援してまいります。また、自然災害が頻発する中でも飼料用米に安心して取り組める環境を整備することとしています。

また、コロナ禍の対策として措置した事業も活用した米の消費拡大や、主食用米の長期計画的な販売といった取組にさらに力を入れていくことも欠かせません。政府としても引き続き関係者と連携して必要な対策を推進していく所存です。

産地や農家・生産法人、都道府県・市町村、集出荷業者、流通・販売事業者など全ての関係の皆様におかれましては、今こそ一丸となって、オールジャパンで、今回措置する施策を最大限活用し、需要に応じた米の生産・販売に積極的に取り組んでいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

主食用米はもとより、新市場開拓用米、麦・大豆、高収益作物や、加工用米、飼料用米など、いずれも需要に応じた生産・販売が原点であり、国民への食料の安定供給、食料自給率・自給力の向上には不可欠な要素です。

全国各地で関係者が創意工夫を行い、水田農業における所得の向上と地域の発展が実現されるよう、国としても環境整備に全力で取り組んでまいります。

各県における「生産の目安」の設定状況

- ・ 昨年12月以降、各県において「生産の目安」が順次設定されたところ。
- ・ 各県農業再生協議会等において、国の需給見通しや産地の需要動向等を踏まえて主体的に作成。
- ・ 主産県に対しては、令和3年度水田農業関連対策や直近の在庫状況を踏まえ、見直しが必要かどうかを含めて、関係者間で十分な検討を促しているところ。

【各県の設定の考え方】

(1) 国の基本指針における生産量の見通し等を踏まえて算出(25県)

- ① 国の基本指針における生産量の見通しに29年産までの各県別の生産数量目標の県シェア等に乗じるなどして算出
(17県)

岩手県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、山梨県、岐阜県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- ② 国の基本指針における生産量の見通しの対前年減少率を前年目安に乗じるなどして算出(5県)

栃木県、群馬県、石川県、長野県、岡山県

- ③ ①に新たな需要増加分、在庫増加分等を加味して算出(3県)

宮城県、秋田県、山形県

(2) 地域協議会による需要動向の積上げや独自の需要見込み等により算出(18県)

北海道、青森県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県

※ 東京都、神奈川県、大阪府及び島根県は目安等を作成していない。

主産県(12道県)における「生産の目安」の設定状況 ①

	設定の考え方
北海道	<p>「生産の目安」(公表日2020/12/15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道の令和3年産の主食用米の生産の目安は、数量の目安として52万7,639トン、面積の目安として9万5,881haと設定。 ○ 非主食用米を含む北海道米の需要者に対する安定供給と価格の安定を図るため、国による主食用米の需給見通し、農業団体等による販売計画、産地の作付意向、北海道米の需要量などを踏まえて、2年産の面積の目安から1.6%減で設定。
青森	<p>「生産数量目標」(公表日2020/12/14)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年産米の生産数量 221,334トン <p>青森県「需要に応じた米の生産調整」に関する要領(平成29年9月制定)に基づき、各地域農業再生協議会、各農業協同組合及び青森県米穀集荷協同組合の傘下業者から青森県農業再生協議会に報告のあった地域ごとの生産計画数量の計を地域農業再生協議会別生産数量目標とし、その合計を県の生産数量目標とした。</p>
岩手	<p>「生産目安」(公表日2020/11/19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県全体の生産目安 252,945トン(面積換算46,961ha) <p>※「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(R2.11 公表:農林水産省)の需給見通しと平成30年産および令和元年産の主食用米の平均収穫量が全国収穫量に占める岩手県シェアにより算定</p>
宮城	<p>「生産の目安」(公表日2020/11/24)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 県の基本数量(A) 国が示す全国の需給見通し(主食用米等生産量)に、県産米シェアを乗じた数量を「県の基本数量」とする。 県産米シェアは、直近5カ年の需要実績シェアの5中3平均値から算出した4.7719・・・%とする。 (2) 事前契約の積み上げ(B) 地域農業再生協議会等から報告された「生産計画」を基に、R3年産の事前契約数量を集計し、新たな需要として増加した数量については、「県の基本数量」に積み上げる。 (3) 過剰在庫の解消(C) 過剰在庫が生じた場合や翌年産で過剰在庫が見込まれる場合は、解消の措置をとる。 (4) 県の「生産の目安」の算定 県の基本数量に事前契約の積み上げ、過剰在庫を勘案し、県全体の「生産の目安」を算定する。 <p>【算定方法】</p> $ \begin{array}{rclclclcl} \text{全国の主食用米等生産量} & \times & \text{県産米シェア} & \Rightarrow & \text{県の基本数量(A)} & + & \text{事前契約の積み上げ(B)} & - & \text{過剰在庫(C)} & = & \text{「生産の目安」} \\ 693\text{万トン} & & 4.7719\text{・・・}\% & & 330,694\text{トン} & & 16,284\text{トン} & & 9,845\text{トン} & & 337,133\text{トン} \\ & & & & & & & & & & (62,538\text{ha}) \end{array} $

主産県(12道県)における「生産の目安」の設定状況 ②

	設定の考え方
秋田	<p>「生産の目安」(公表日2020/11/6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県全体の「生産の目安」 「全国生産量(693万トン)と県産米シェアから算出した数値」と「県産米需給動向と適正在庫量から算出した数値」の中間値で設定。 令和3年産「生産の目安」 390,000トン (面積換算 67,826ha)
山形	<p>「生産の目安」(公表日2020/11/27)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県段階の「生産の目安」 ① 数量 693万t(令和3年産主食用米等生産量)×0.0473…(全国の需要実績に占める県産米のシェア+2,400t(需要量増加分)+3,239t(シェア持ち直し分) ⇒ 333,500t(前年▲7,500t) ② 面積換算値 333,500トン÷598kg/10a(令和2年産水稻の10a当たり平年収量)⇒ 55,769ha(前年▲1,446ha)
福島	<p>「生産数量(面積)の目安」(公表日2020/12/1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年産米の状況は、契約・販売進度の停滞、需要量の減少、結果として6月末在庫の増加等、他県と比較して取り巻く需給環境は悪化している状況にあり、これらを総合的に表しているのは需要量と判断。この考え方にもとづき県全体の生産数量の目安(面積)は需要量の動向にもとづき設定するとの方針を整理。 ○ 具体的な県全体の「生産数量(面積)の目安」の設定 令和3年産米の全国必要生産量693万トに福島県の過去6中4の需要量の全体需要量に対するウェイトを乗じ、平年単収で除した水準として、55,700haに設定。 ○ 地域農業再生協議会別の「生産数量(面積)の目安」の設定 全地域農業再生協議会に令和3年産米の主食用米の面積希望調査を実施し、以下により算定。 <ul style="list-style-type: none"> ① 県全体の目安から被災12市町村調整用として、200haを除外。 ② 令和2年産主食用米作付面積が200ha未満の地域協議会は、希望通り配置。 ③ 令和2年産実績と令和2年産目安のうち小さい方をウェイトとして、①と②を引いた残りの面積を按分。 ④ 被災12市町村は、③の按分結果と希望面積を勘案しながら200haの中で調整。
茨城	<p>「生産数量目標に相当する数値」(公表日2020/12/10)</p> <p>(1)生産数量目標に相当する数値(以下、目安)の算出方法 令和3年産米の目安は、全国の主食用米等生産量の見通しの693万トンに、過去5年間(平成27年～令和元年産)の全国の需要実績に対する本県シェアを乗じた数量を基本とする。また、令和2年産米の茨城県の平年収量(524kg/10a)で除し、面積換算値を設定する。</p> <p>(2)目安の算出に用いる本県シェアの考え方 平成27年～令和元年産においては、国が生産目標数量の算出に用いてきた固定シェア4.49%により算出してきた。しかし、直近5年間の需要実績に基づくシェア(H27～R元の平均:4.82%)と乖離があることから、この差を令和2～6年産までの5年間で段階的に補正することとしており、令和3年産においては4.63%を目安の算出に用いる。</p> <p>【本県実績シェア】 4.82% = H27～R元 本県の需要実績の平均値 357,733トン/H27～R元 全国の需要実績の平均値 7,416,909トン × 100</p> <p>【R3補正分シェア】 0.07% = (本県実績シェア 4.82% - 前年度の算出シェア 4.56%) / シェア補正残り年数 4年</p> <p>【本県の令和3年産米の目安】 全国の主食用米等の生産量の見通し693万トン × 4.63% = 320,859トン(61,233ha)</p>

主産県(12道県)における「生産の目安」の設定状況 ③

	設定の考え方
栃木	<p>「作付参考値」(公表日2020/12/23) 令和3年産主食用米においても、令和2年産主食用米と同様に、作付参考値を提示する。 県及び市町別作付参考値の算定方法については、国の提示する3年産生産量の対前年比(A)により算定する。</p> <p>県作付参考値(ha) = 令和2年産県作付参考値数量換算値 × A / 県年平均単収 市町別作付参考値(ha) = 令和2年産各市町作付参考値数量換算値 × A / 各市町平均単収(※) ※ 直近7か年のデータで最高値と最低値を除いた5か年分の平均を用いることとする。 (参考)県作付参考値:51,041ha(前年より▲1,768ha)(数量換算値:275,622t(前年より▲9,545t))</p>
千葉	<p>「生産目安」(公表日2020/11/24) 国は、令和3年産の主食用米の適正生産量について、令和2年産よりも大幅に少ない693万トンと提示したところである。 これを踏まえ、千葉県農業再生協議会が設定する本県の令和3年産米の生産目安は、全国の適正生産量693万トンに本県産米の需要実績シェア4.0410%を乗じた280,041トン(51,478ha)とする。</p>
新潟	<p>「生産目標」(公表日2020/12/25) 国は、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」で全国の需給見通しとして、令和3年産主食用米等生産量を2年産よりも30万トン少ない693万トンと示した。 本県においても、民間在庫が積み上がっている中、需要減にしっかり対応した生産目標とする必要があることから、全国需要における本県の需要シェア(過去5年平均)を693万トンに乘じ、県生産目標を52万トン、面積換算で95,500haと設定。</p>
富山	<p>「生産目標」(公表日2020/12/7) ○ 全国の令和3年産米の生産量の目安は、新型コロナウイルス感染症の影響等による需要量の減少も考慮し、693万トン、対前年24万トン減(▲3.3%)とされた。 ○ 本県では、①全国の生産量の目安(▲3.3%)を踏まえつつ、②本県産米の需要量シェアを考慮し、県段階の生産目標を177,632トン(前年▲2.2%)、面積換算で32,700ha(前年▲900ha、▲2.7%)とする。</p>

<対策のポイント>

米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等**を支援します。また、**都道府県が転換拡大を独自に支援する場合に、国が追加的に支援**します。

<政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万トン、米粉用米：13万トン〔令和12年度まで〕）
- 飼料自給率の向上（34%〔令和12年度まで〕）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減〔令和7年度まで〕
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、二毛作や耕畜連携を含め、**地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援**します。

3. 水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、**高収益作物の導入・定着等**を図る取組を支援^{※1}します。

※国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組と併せて、水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進。

4. 都道府県連携型助成

都道府県が**転換拡大**に取り組む生産者を独自に支援する場合に、**国が追加的に支援**します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

<事業の流れ>

営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



【お問い合わせ先】 政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物 ^{※1}	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a ^{※2}

※1：飼料用とうもろこしを含む

※2：標準単収以上の収量が確実だった者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援

産地交付金

- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会毎に「水田収益力強化ビジョン」において支援内容（対象作物や単価等）を設定（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。
- また、「転換作物拡大計画」に基づき、地域農業再生協議会毎の拡大面積に応じて以下を年度当初に配分。

① 転換作物拡大加算（1.5万円/10a）

主食用米が減少し、転換作物の面積が前年度より拡大した場合。

② 高収益作物等拡大加算（3.5万円/10a）

主食用米が減少し、高収益作物等^{※4}の面積が前年度より拡大した場合。

- さらに、当年産の以下の取組に応じて追加配分。

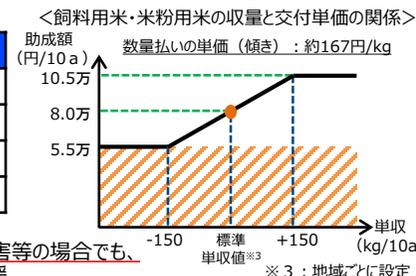
取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約（3年以上の契約）	1.2万円/10a
そば・なたね、新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

水田農業高収益化推進助成

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援。^{※5}
- ① **高収益作物定着促進支援（2.0（3.0^{※5}）万円/10a×5年間）** 高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
- ② **高収益作物畑地化支援（17.5万円/10a）** 高収益作物による畑地化の取組を支援^{※6}。
- ③ **子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）** 子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

都道府県連携型助成

- 都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：5千円/10a）で国が追加的に支援。



※4：高収益作物等；高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

※5：加工・業務用野菜等の場合

※6：R5年度までの時限措置とし、その他の転換作物に係る畑地化も同様の単価で支援

令和3年度における水田活用の直接支払交付金の見直し全体像

【 令和2年度 】

①高収益作物等拡大加算 (3.0万円/10a)

- ・地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて、年度当初に産地交付金を配分。

②水田農業高収益化推進助成

(高収益作物：2.0万円/10a×5年間、畑地化：10.5万円/10a)

- ・都道府県が策定する「水田農業高収益化推進計画」に基づき、高収益作物を導入する産地を支援。

③産地交付金の県枠

- ・県が支援内容を設定する産地交付金の県枠の割合を、1.5割以上とし、重点品目の単価を上乘せ。

④交付金の代理受領

- ・ブロックローテーションの維持等の場合に限定して、代表農業者等が交付金の代理受領が可能。

【 令和3年度 】

①高収益作物等※1拡大加算 (3.5万円/10a)

- ・高収益作物、新市場開拓用米、加工用米等への転換拡大を後押しするため、**加算単価を増額**して支援。 (拡充)
※1：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

②水田農業高収益化推進助成

(高収益作物：2.0 (3.0※2) 万円/10a×5年間、畑地化：17.5万円/10a)

- ・加工・業務用野菜等の導入や排水対策等による生産性向上を**加速化**するため、**助成単価を増額**して支援。 ※2：加工・業務用野菜等の場合 (拡充)

③都道府県単独事業への国による追加支援 (都道府県連携型助成)

- ・都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、**(新設)**当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：5千円/10a）で国が追加的に支援。

④飼料用米等の数量払いにおける自然災害等の特例措置

- ・標準単収以上の収量が**確実**だった者には、自然災害等の場合でも、**(拡充)**特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援。

⑤産地交付金の県枠の拡大

- ・産地交付金の県枠について、**地域の実情にも配慮しつつ、(運用見直し)**原則として**2割以上**に拡大。

⑥交付金の代理受領の対象拡大

- ・農業者から委任を受けた**集出荷業者等**が、産地単位でのまとまった**作付転換の取組**を推進する場合にも代理受領を可能に。 (運用見直し)